

岩手県告示第440号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨県北広域振興局長から次のとおり通知があった。

令和8年8月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 二戸市、二戸郡一戸町、九戸郡軽米町及び同郡九戸村
- 2 公共測量を実施する期間 令和8年5月1日から令和9年1月29日まで
- 3 実施する公共測量の種類 数地図化レベル2500